

令和2年5月27日

会 員 各 位

協同組合近畿整骨師会
理 事 長 田 中 宏 彦
保 険 部 長 畠 中 利 恭

— 保 険 部 連 絡 —

柔道整復師の施術に係る療養費改正等について

平素は本会運営にご理解とご協力を賜り誠に有難うございます。

厚生労働省保険局医療課長から令和2年5月22日付で

【柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準】の一部改正について(保発0522第5号)
【柔道整復師の施術に係る療養費について】の一部改正について(保発0522第6号)
【柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項について(通知)】等の
一部改正について(保医発0522第1号)が通知されました。

改正の内容

「負傷の原因欄」については、次の各項目(④の項目については、船員保険に限る。)のうち該当するものを記載すること。

- ① 業務災害、通勤災害又は第三者行為以外の原因による。
- ② 第三者行為による。(交通事故、その他の事故)
- ③ 業務災害(通勤災害、第三者行為)の疑いがある原因による。()
- ④ 職務上(通勤)の原因による。

(注1)②該当するときは、()内に交通事故、その他の事故の別を記載すること。

(注2)③に該当するときは、()内に具体的な負傷の原因を記載すること。

柔道整復施術療養費支給申請書の「負傷の原因」欄について改正が行われましたが、厚生労働省に問い合わせた結果、本会の負傷原因記載方法においては、今まで通りで問題が無いとの回答を得ています。

今回の改正は、①～④の負傷原因記載がなされていない支給申請書もあることから、その対応としての改正です。

本会会員は、今まで通りの記載方法で安心して提出してください。

※改正内容の詳細は、協同組合近畿整骨師会ホームページをご覧ください。

※郵送による資料配布を希望される会員は組合事務局までお問い合わせ下さい。